

那珂市で新婚生活を始められる方へ 住宅・引越し費用を補助します

あなたも“ちょうどいい田舎”で“ちょっといい暮らし”してみませんか？

♡ 平成31年度の補助内容

平成31年1月1日から平成32年3月31日までの転入又は転居にかかる費用に対し、
1世帯あたり**最高24万円**を補助します（千円未満切り捨て）。

★以下の費用に対して補助が受けられます。

- 新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 新規の住宅取得費
- 結婚に伴う引越し費用（引越業者や運送業者への支払い）
- ※勤務先から支給されている住宅手当分は補助対象外です。

♡ 補助対象になる方

★以下の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に婚姻届を提出し、
夫婦のいずれかの住民票が那珂市にあること
- 婚姻届提出日時点で夫婦のいずれかが40歳以下であること
- 夫婦の所得合計額が340万円未満であること（申請時点での最新の所得証明書での金額）
※貸与型奨学金を返済している場合は平成30年中の返済額を所得から控除できます。
- 市税の滞納がないこと
- 他の公的家賃補助を受けていないこと
- 過去にこの制度による補助を受けている者がいない世帯

▶ 申請の際は以下の書類をご提出ください

- ①申請書
- ②婚姻関係がわかる戸籍全部事項証明書等
- ③新婚世帯の申請時点での最新の所得証明書
（結婚を機に離職した場合、離職が確認できる書類）
- ④市税の未納がないことがわかる書類（納税証明書等）
- ⑤対象となる経費を支払ったことが確認できる契約書及び領収書等
- ⑥貸与型奨学金の返還額がわかる書類（貸与型奨学金を返済中の場合）
- ⑦住宅手当の支給が証明できる書類（住宅手当を受給している場合）



☆那珂市にお住まいになりましたら、ぜひ自治会へご加入ください！

◆那珂市いい那珂暮らし結婚新生活支援補助金

問合せ先・申込先：那珂市役所政策企画課 ☎029-298-1111（内線438）

那珂市ホームページ <http://www.city.naka.lg.jp/>



いい具合に田舎。
だからできる暮らし。